

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

提出者

住 所 佐賀県鹿島市浜町1020番地

氏 名 (株) ジェイエイビバレッジ佐賀

鹿島工場 工場長 井川 智樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0954-62-5101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株) ジェイエイビバレッジ佐賀 鹿島工場
事業場の所在地	佐賀県鹿島市浜町1020番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09 食料品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 1,499百万円 (R4年度)
③ 従業員数	75名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり 図-1

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	排出量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)		
脱水汚泥：運転管理により余剰汚泥の発生を抑え、水分管理により減量化を図った。活性汚泥法で脱水装置も順調に稼働し含水率も低く抑えられた。 動植物性残渣：全量産廃業者に委託して中間処理され、堆肥として商品化した。			
②計画	【目標】（令和5年度計画）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	排出量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の適正処理を確保するために、関係する法令その他の規制を遵守するとともに行政環境施策に協力する。製造増減、品目により発生量は異なるがプレス機等の導入により含水率を下げる。分別を行いリサイクル処理を行う。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程毎に発生した廃ビニール等を、それぞれ分別保管しリサイクル化した。</li> <li>・専用のホッパー管理を徹底し、系外への流出を防止した。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程毎に発生した廃ビニール等を、それぞれ分別保管しリサイクル化する。</li> <li>・専用のホッパー管理を徹底し、系外への流出を防止する。</li> </ul>

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組）  脱水汚泥：全量産廃業者に委託し中間処理を行い、堆肥として使用した。 動植物性残渣：全量産廃業者に委託し中間処理を行い、堆肥として使用した。		
②計画	【目標】（令和 5年度計画）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（今後実施する予定の取組）  ・行政との連携、業界のネットワークを活用（再生業者の紹介）、その他の方法により再生ルートの確保をする。 ・協同運送など効率的な輸送システムを構築する。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
（これまでに実施した取組）  脱水汚泥：有機性汚泥の脱水処理の効率化、適性MLSS管理。 動植物性残渣：製造数量の増減により、発生量も増減するが含水率を下げ減容化を図った。			
②計画	【目標】（令和 5年度計画）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
（今後実施する予定の取組）  脱水汚泥：有機性汚泥の脱水処理の効率化、適性MLSS管理を行なう。 動植物性残渣：製造数量の増減により発生量も増減するが、含水率を下げ減容化を図る。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)  ・特になし		
②計画	【目標】（令和 5年度計画）		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)  ・特になし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)  ・発生した産業廃棄物は、自ら処理する事を原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理した		

②計画	【目標】（令和 5年度計画）		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)  ・発生した産業廃棄物は、自ら処理する事を原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



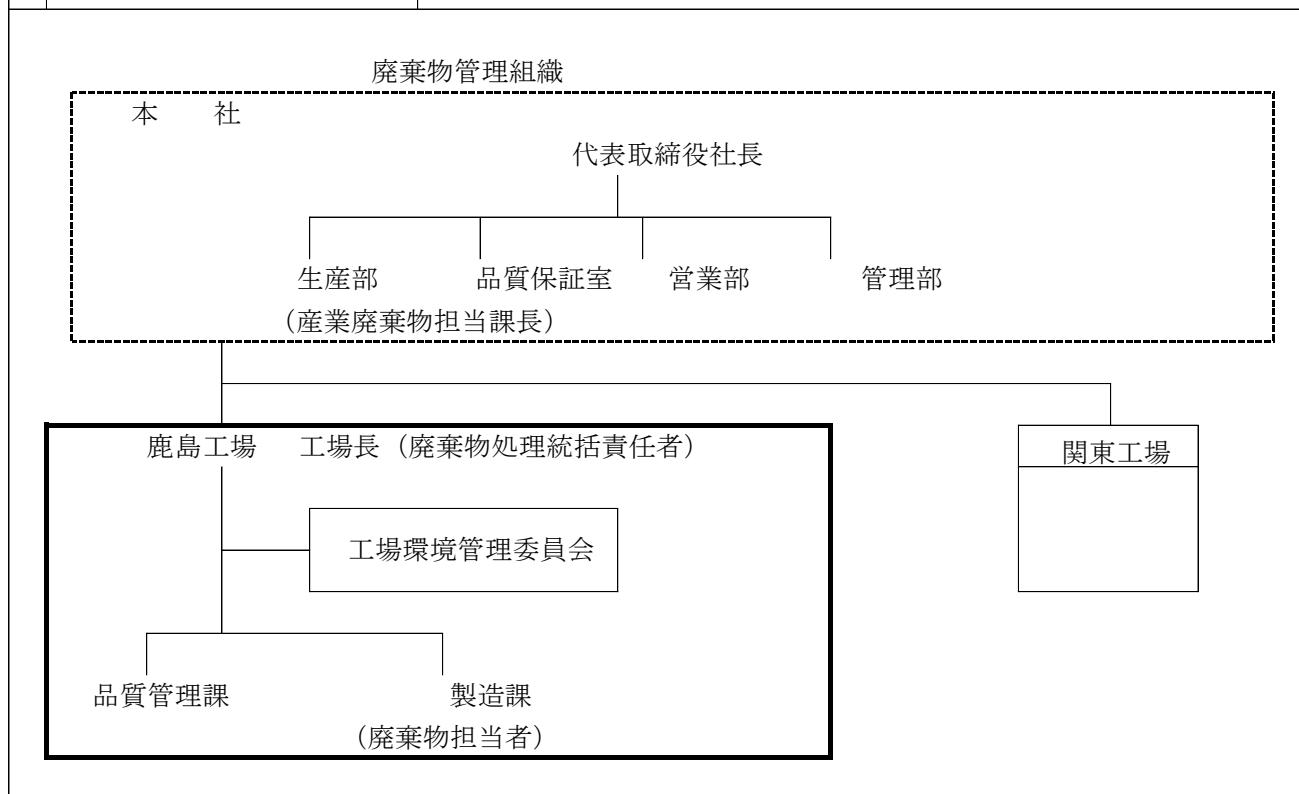




産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：鹿島工場 職・：工場長
廃棄物担当	本社 生産部 職・：課長 組織人数： 11名
役割	工場環境管理委員会 ○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長：工場長 委員：関係部署担当者 事務局：生産部 製造管理課
	廃棄物処理統括責任者 ○ 廃棄物処理の方針の策定 ○ 工場の廃棄物管理の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理担当課長 ○ 廃棄物処理計画の策定 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項



# 廃棄物処理フロー図(令和5年度)

